愛知学院大学大学院客員研究員規程

昭和40年４月１日施行

（趣旨）

第１条　この規程は、本学大学院学則第45条第２項に基づき、客員研究員に関する事項について定める。

２　客員研究員を受け入れる研究科は、文学研究科、心身科学研究科、商学研究科、経営学研究科、法学研究科及び総合政策研究科とする。

（出願資格）

第２条　客員研究員として出願できる者は、次のとおりとする。

（１）　大学、研究所等で教育・研究に従事している者

（２）　官公庁、民間団体等から委託された者

（３）　当該研究科委員会において前２号に相当すると認められた者

（選考時期）

第３条　客員研究員の選考は、学年の始めとする。ただし、特別の事情がある者はこの限りではない。

（志願書類）

第４条　客員研究員を志願する者は、研究すべき事項及び指導教員を定め、次の書類を提出しなければならない。

（１）　客員研究員願書（本学所定のもの）

（２）　履歴書

（３）　主な教育・研究の業績書

（４）　写真（最近３月以内に撮影したもの１枚　縦４㎝×横３㎝）

（５）　その他本大学院が必要とする書類

（受入れ許可）

第５条　客員研究員の受入れは、当該研究科委員会において選考の上、学長が許可する。

（選考料・受講料）

第６条　客員研究員の選考料及び受講料は、別に定める。

２　受講料は、特別の事情がある場合には、研究科委員会の議を経て、理事会の承認により減免することができる。

３　納入された選考料及び受講料は、返還しない。

（客員研究員証）

第７条　客員研究員として受入れを許可された者は、所定の手続きをすることにより、客員研究員証の交付を受けることができる。

（研究期間）

第８条　研究の期間は、１年以内とする。引き続き客員研究員を志願する者は、改めて出願しなければならない。

（選考料の免除）

第９条　前条の規定によって引き続き客員研究員を志願する場合は、選考料を免除する。

（研究施設の利用）

第10条　客員研究員は、その目的を達成するため、本学の研究施設を利用することができる。

（履修の許可）

第11条　客員研究員は、指導教員が必要と認めたときには、授業担当教員の許可を受けて、正規の受講学生のいる研究指導、講義、演習及び文献を履修することができる。

（科目履修証明書）
第12条　客員研究員は、履修科目の試験に合格したときは、科目履修証明書の交付を請求することができる。
（雑則）
第13条　客員研究員に関して、大学院学則及びこの規程に定めのない事項については、大学院委員会の定めるところによる。
（事務）
第14条　この規程に関する事務は、教務課が行う。
（規程の改廃）
第15条　この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

附　則

本規程は、昭和40年４月１日から施行する。
この改正は、昭和58年４月１日から施行する。
この改正は、昭和63年４月１日から施行する。
この改正は、平成４年４月１日から施行する。
この改正は、平成５年４月１日から施行する。
この改正は、平成７年４月１日から施行する。
この規程は、令和３年４月１日から施行する。
この規程は、令和６年４月１日から施行する。